和束町大字石寺 景観重点第一種地区 指定「第1号」

和東町では、なりわい景観の保全・育成に関する施策が特に必要と認める地区を、「景観重点地区」として指定し、なりわい景観及び地域特有の自然・文化・歴史を感じられる魅力ある景観まちづくりを進めています。この度、令和4年1月24日付けで、京都府景観資産第1号に登録されている景観地区の1地区である和東町大字石寺地区を景観重点第一種地区に指定しました。景観重点地区では、建築物・工作物を新築、増築、修理する場合など、守っていただく基準を設け、住民主体の積極的な景観まちづくりを目指します。



石寺景観重点第一種地区

和東町大字石寺地区は、平成20年1月24日に和東町の茶畑風景が、宇治茶の郷として後世に伝えていく価値あるものとして、京都府景観資産第1号に登録された景観地区の一つです。また、平成20年3月21日付けで、和東町の茶畑風景が、山城地域を代表する生業景観として、京都府の文化的景観に選定を受け、茶文化を発信されている地区でもあります。

「早場」のアドバンテージを生かした茶づくりで、茶園は谷を埋め、山頂をめざして広がる茶畑景観は見る人の目を魅了します。地区内においては、景観保全に向けた取り組みや生業景観を活かした地域づくりに積極的に取り組まれています。

和束町景観計画の基本方針

- 1. 茶業のなりわい景観を守り継ぎます
- 2. 和東町らしい自然や歴史、文化を景観づくりに生かします
- 3. 人々の暮らしを尊重した景観づくりを進めます



景観重点地区の届出制度の概要

◎ 1 \ 届出等の対象となる行為

| 行為の種類 | 町全域の届出対象規模 | | 景観重点地区の届出対象規模 (重点第一種地区の場合) |
|-----------------------|--|--|--|
| 建築物の建築等 工作物の建設等 | 高さ:15m以上 建築(増築)面積:500 ㎡以上 外観の変更:外観の1面あた りの面積の2分の1超の外観 | | 【新築】すべて 【増築、改築、移転】 床(築造)面積:10 ㎡ 【外観の変更】 外観の1 面あたりの面積の2分の 1 超の外観の変更 【開発行為】300 ㎡以上 【工作物】高さ2m以上 |
| 開発行為 (土地の区 画形質の変更) | の変更 開発行為 1,000 ㎡以上 | | |

02 届出等の流れ 3 2 行為の 適合の 手続き完了 届 出 事前 審 着 完 完了届出 通知 提 査 査 計 相談 I 成 書の提出 画 出 着工の30日前まで 着工の60日前まで 完了後すみやかに

屋外広告物の設置基準について(和束町全域が対象)

「和東町屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則」に基づき、広告物を掲出する場合は申請が必要です。広告塔・軒下広告物・屋上広告物・立て看板・建植広告物等、それぞれに大きさを定めています。また、派手な色彩の使用を避け、シンプルな形状と少ない種類の色彩であること、下地の基調となる色彩は、彩度が10以下となっています。新規に屋外広告物の設置を予定している場合、または、老朽化した屋外広告物を新しくする予定がある場合などは、あらかじめご相談ください。

景観重点地区の補助制度について

景観重点地区の指定に伴い、良好な景観形成を行うため景観修景支援事業費補助金制度を設けています。

| 重点地区の区分 | 対象者 | 事業内容 | 補助率等 |
|---------|-----|------------------------|--------------------|
| 重点第一種地区 | 所有者 | 茶畑、農業施設等補助対象事業に該当しない災 | 1/2(限度額5万円) |
| 重点第二種地区 | | 害復旧を行うための機械の賃借、材料代 | |
| 重点第一種地区 | 行政区 | 農道の改修を行うための機械の賃借、材料代 | 1 / 2 (限度額 10 万円) |
| 重点第二種地区 | | (年1回限り) | |
| 重点第一種地区 | 所有者 | ① 景観に合った建築物の新築 | ① 1/2 (限度額 180 万円) |
| | | ② 景観を損なう建築物の外観の修繕(門、塀等 | ② 2/5 (限度額 90 万円) |
| | | を除く。) | |
| | | ③ 景観を損なう建築物の撤去 | ③ 2/5 (限度額 30 万円) |
| | | *1所有者、①~③のいずれか1回限り | |